

6 分野別施策の推進

(1) 女性

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消

社会に根強く残っている男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、地域、学校、職場等でこうした意識に根差す制度や慣習の見直しを促進します。

- ・ 方針決定の場への女性の参画の促進

行政、企業、地域等における方針の立案、決定に男女の意見が反映されるよう、女性の参画を促進します。

- ・ 男女共同参画社会の条件整備

男女がともに職業生活と地域・家庭生活との調和・両立を図るため、育児・介護サービスの充実を図ります。また、男女がともに家事、育児、介護等を担うという社会的気運を醸成します。

- ・ 職場における男女不平等の解消

職場において、女性が意欲と能力に応じた待遇を受けられるよう、男女雇用機会均等法の厳正な適用について指導・啓発します。

- ・ あらゆる暴力から女性を守る体制の整備

ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応が図れるよう、子ども家庭相談センター、男女共同参画センター、警察、医療機関、司法、NPO等の関係者による連携を図り、相談、保護、自立支援の取り組みを強化します。特に自立支援については、経済的な自立の促進やカウンセリング等による精神的な支援を行います。

また、女性の保護、救済を機動的、弾力的に行えるようなシェルターの充実について検討します。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)が重大な人権侵害であるという認識を広めるとともに、暴力を許さない社会意識を高めるよう啓発を行います。

さらに、再発防止のため、加害者に対する教育・カウンセリングの実施について検討します。

(2) 子ども

- ・ 子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進

子どもが夢や希望を持ち、生き生きと健やかに育っていくため、子どもが意見を表明できる機会を幅広く提供します。そして、子どもの意見や思いを社会に生かし

ていくための取り組みを行います。

- ・子どもの権利の普及啓発

子どもを一方的な保護対象としてではなく、独立した人格を持つ権利の主体として認識するような気運を醸成します。そして、子どもの権利条約の内容について、子どもと並び、教育関係者、保護者など子どもに関わるすべての大人に対して普及啓発を図ります。

- ・児童虐待防止

児童虐待の未然防止と早期発見・救済を図るため、子ども家庭相談センター、保健所、保育所、学校、医療機関、NPO等との連携強化を図るとともに、虐待防止に関する普及啓発を図ります。そして、児童虐待に関する各事案に適切に対応するために、子ども家庭相談センター等専門機関の体制や機能の充実を図ります。

被虐待児の処遇については、児童養護施設などの入所施設における体制の充実を図ります。また、家庭に近い雰囲気の中で育つことが有効であることから、里親制度の普及を図ります。

さらに、再発防止のため、虐待の加害者に対する教育・カウンセリングを行います。

- ・児童養護施設等における子どもの権利擁護の充実

児童養護施設等では、保護者に虐待を受け、心身ともに傷を負った子どもの入所が増加しており、施設における一層適切な処遇が求められることから、子どもの権利擁護のための第三者機関の整備等、施設における子どもの権利擁護の充実に努めます。

- ・子育て支援

保育施策の充実をはじめ、子育てを社会全体で支援するシステムの充実を図ります。

- ・不登校児童生徒支援

不登校はどの子どもにも起こりうるものであるという視点に立ち、不登校の要因や子どもの状況に応じて、自発的に登校できるような支援を行います。

また、地域や保護者に対して、不登校についての理解を深めるための啓発を行います。

- ・いじめ防止

いじめを生み出しやすい土壌を改善するため、個性や違いを尊重する意識や態度の育成を目指す教育を行います。これと並んで、いじめの早期発見や、被害者の心のケア、加害者の指導に努めます。

(3) 高齢者

- ・社会参画の促進

高齢者が、これまで培ってきた経験や知識を発揮し、生きがいを持って社会参画できるよう、支援体制の充実を図ります。また、就業の場の確保を促進します。

- ・介護サービスの充実

自らの意思が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう、介護サービスの一層の充実を図ります。

- ・一人暮らし高齢者への支援

一人暮らし高齢者が、不安を感じることなく生活できるよう、安否確認等の体制づくりや生活支援等の一層の充実を図ります。

- ・バリアフリー⁴の促進

自らの意思で自由に外出し移動することができるように、道路、交通機関、建物等のバリア（障壁）を解消するとともに、ユニバーサルデザイン⁵の考え方に基づく誰もが住みよいまちづくりを推進します。

- ・権利擁護の充実

判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談・支援を充実させるとともに、権利侵害を受けずに地域で安心して暮らせるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及促進を図ります。

- ・施設入所者等の人権擁護の促進

本人の意思に反して過度に行動の自由を制限する身体拘束の禁止など、施設入所者等の人権に配慮した質の高いサービスが提供できるよう指導を行います。

(4) 障害者

- ・ノーマライゼーション⁶の理念等の普及啓発

障害者が地域社会で安心して生活するためには、地域住民がノーマライゼーションの理念に基づき、障害や障害者について正しく理解することが不可欠であり、その理念等について普及啓発を行います。

- ・地域における生活支援

地域社会で生活ができるよう、コミュニケーション支援や介助サービス等の一層の拡充を図ります。また、障害者が自らの意思で社会参画できるという意味での自立を支援する必要性があり、経済的な自立という観点からは、雇用の場の確保を促進します。

- ・バリアフリーの促進

自らの意思で自由に外出し移動することができるように、道路、交通機関、建物

等のバリア（障壁）を解消するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが住みよいまちづくりを推進します。

- ・権利擁護の充実

判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談・支援を充実させるとともに、権利侵害を受けずに地域で安心して暮らせるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及促進を図ります。

- ・施設入所者等の人権擁護の促進

本人の意思に反して過度に行動の自由を制限する身体拘束の禁止など、施設入所者等の人権に配慮した質の高いサービスが提供できるよう指導を行います。

（５）同和問題

- ・一般施策⁷による対応

教育、就労などの分野における残された課題解決については、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、必要な一般施策によりその解決を図っていきます。

- ・心理的差別の解消

差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、人権教育、人権啓発の事業に再構築し、その中で同和問題を重要な柱として推進します。

- ・地域総合センターへの助言

地域総合センターにおいて、その利用対象地域の実情に応じた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、総合的な活動が行えるよう適切な助言に努めます。

- ・えせ同和行為の排除

同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな障害要因となっているえせ同和行為に対しては、警察や地方法務局等関係機関と緊密な連携を保ち、排除へ向けた取り組みを進めます。

（６）外国人

- ・外国語による情報提供、日本語教育の推進

言葉の壁を解消し、在住外国人が円滑な生活を送れるよう、各種媒体を使った外国語による生活情報の提供や相談体制の充実、日本語教育の推進を図ります。

- ・多文化共生社会の創造

外国人に対する正しい理解を深めるための啓発に努めます。さらに、異なる文化

を理解しようとするだけでなく、出会いと交流を通して、お互いの文化を尊重し、違いを認め合うことで、豊かな地域文化を創造し、多文化共生社会を構築していきます。

- ・国際理解教育の推進

学校教育においては、外国の文化や伝統を尊重し、外国人児童生徒と共に生きていく資質や能力の育成に努めます。併せて、在日韓国・朝鮮人児童生徒が日本の学校に在籍している歴史的な経緯や社会的な背景が正しく理解されるように努めます。

- ・外国人児童生徒への教育

学習言語としての日本語能力が不十分なために、学習意欲をなくして不登校となる子どもが増加することは深刻な問題であり、一人ひとりの児童生徒の習得状況に応じた生活適応指導および日本語指導を推進するとともに、母国の文化や言語に接する機会の確保に努めます。

(7) 患者

- ・療養環境の整備（クオリティー・オブ・ライフの向上）

入院施設におけるプライバシーの保護や生活環境の快適さ等の面で、日常生活の継続が可能となるよう療養環境の一層の整備を促進します。

- ・患者主体の医療

患者には医師と対等の立場で医療を受ける権利があることを前提として、患者が主体的に参加できる医療となるよう、医療従事者に対してインフォームド・コンセント⁸の確立を働きかけるとともに、患者自身に対しても、患者の権利について自覚し、主体的に医療に参加するよう普及啓発を推進します。

- ・正しい知識の普及啓発

エイズ患者・HIV感染者、難病患者、ハンセン病療養所入所者等に対する差別や偏見の大きな要因は、これらの疾病を正しく理解していないことにあることから、正しい知識の普及啓発を図ります。

- ・相談体制整備

医療事故や医療過誤を含めた医療行為に関わる問題について、患者やその家族が苦情を申し立て、また相談することができる制度を充実します。

このほか、犯罪被害者への相談支援の充実や、刑を終えて出所した人の人権について啓発を行う等、人権が尊重されるための様々な施策を推進します。

用語の解説

4 バリアフリー

障害者が社会生活を営む上での障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

5 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。

6 ノーマライゼーション

障害者等の社会的に不利を負いやすい人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

7 一般施策

対象地域や対象者を限定して適用する施策である「特別対策」に対して、対象地域や対象者を限定しない施策を「一般施策」という。

（同和問題に関しては、同和対策事業特別措置法以来、特別対策が行われてきた。）

8 インフォームド・コンセント

患者が医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得の上で同意すること。